

阿南工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

(平成16年4月1日)

(規則第40号)

(総則)

第1条 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第123条の規定に基づく阿南工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当し、退職した者（以下「資格者」という。）に対して授与する。

(1) 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校長として、特に功績のあった者

(2) 本校の教授として20年以上勤務し、教育上又は学術上、功績のあった者

(3) 前号の規定にかかわらず、本校の教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数の通算)

第3条 本校の教授として10年以上勤務した者については、次の各号に掲げる勤務年数を加算して20年に達する場合は、前条第2号の年数に達したものとみなす。

(1) 本校の准教授又は専任講師として勤務した期間については、その勤務年数の2分の1

(2) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は他の高等専門学校の教授として勤務した期間は、その勤務年数。

(3) 大学又は他の高等専門学校の准教授又は専任講師として勤務した期間についてはその勤務年数の2分の1

(選考の手続き)

第4条 名誉教授の称号の授与は、退職時に所属していた一般教養又は専門コースの主任（資格者が主任のときは副校長（総務））が、所定の推薦書及び功績調書をもって校長に申し出るものとする。

2 校長は、運営委員会の議を経て決定するものとする。

3 前2項にかかわらず、資格者が校長のときは、副校長（総務）が選考の手続きを行うものとする。

(辞令書の交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は、辞令書の交付をもって行う。

(運用等)

第6条 この規則の運用等については、別にこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校名誉教授称号授与規程（平成10年3月31日規則第4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前における助教授としての在職期間は、准教授としての在職期間とみなす。

附 則

この規則は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。